

生活福祉資金貸付相談員募集要項（令和５年度）

- 1 募集人数 5名
- 2 業務内容 生活福祉資金貸付制度に関する以下の相談業務等
 - （１）生活に困窮されている方への相談支援
 - （２）貸付の必要性・妥当性の判断
 - （３）借入申込者の自立に向けた自立計画の作成の支援
 - （４）借入申込者が行う貸付償還計画作成の支援
 - （５）関係機関との連携・連絡・調整
 - （６）その他、生活福祉資金制度の周知
- 3 資格要件等
 - （１）普通自動車運転免許所有者（運転ができる方）
 - （２）パソコンの基本操作（ワード・エクセルの一般的なスキル）が可能な方
 - （３）福祉事務所、社会福祉協議会等で相談支援業務の勤務経験があると尚可
 - （４）次のいずれかの資格を所有していると尚可
 - ①社会福祉士②精神保健福祉士③ファイナンシャルプランナー
- 4 勤務日・勤務時間・勤務場所
 - （１）勤務日：原則、土・日・祝日及び年末年始を除く週４日
 - （２）勤務時間：９時から１７時（休憩６０分）
 - （３）勤務場所：中央区、花見川区、若葉区、緑区のうちいずれかの社会福祉協議会区事務所（各区保健福祉センター内）。勤務地は採用時にお知らせします。市内で転勤の可能性あり。
- 5 雇用要件
 - （１）雇用期間：随時～令和６年３月３１日
 - （２）更新の有無：なし
 - （３）給 与 等：月額報酬１８７，６００円
別途交通費実費支給 月額上限５５，０００円
 - （４）休 暇：年次有給休暇（６か月経過後付与）、忌引休暇等、本会要綱の規定による。
 - （５）加入保険：労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金
 - （６）本人および世帯員が生活福祉資金貸付制度を利用していないこと。
- 6 応募手続き

事前に連絡の上、市販の履歴書（写真を必ず添付）に必要事項を記入し、職務経歴書（様式任意）と一緒に本会へ提出（郵送可）。
- 7 選考方法

面接（※日時は随時決定）。応募書類の返却はしない。
- 8 書類の提出先及び問い合わせ先

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザＣ棟３階
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 社会福祉課 相談支援班（担当 遠藤）
電話 ０４３－２０９－８７８０